

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を届出している事業所を 年度途中で廃止する場合の実績報告等について

※障害福祉サービス事業者は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出することとなっています。よって事業所を廃止した場合は、通常、廃止した月の加算の支払いがその翌々月にあるため、廃止した月の 4 ヶ月後の末日までに実績報告書を提出する必要があります。

ア. 複数の事業所を 1 つの計画書にまとめて届出している場合

加算の変更の届出が必要です。廃止届等と併せて以下の書類を提出してください。

- ① 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算変更届【別紙様式 5】
- ② 福祉・介護職員処遇改善計画書【別紙様式 2】
- ③ 福祉・介護職員処遇改善計画書（指定権者内事業所一覧表）【別紙様式 2（添付書類 1）】

イ. 事業所単位で計画書を作成し届出している場合で全てのサービスを廃止する場合

最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日（通常、廃止した月の 4 ヶ月後の末日）までに実績報告が必要です。

- ① 福祉・介護職員処遇改善実績報告連絡票
- ② 返信用封筒
- ③ 福祉・介護職員処遇改善実績報告書【別紙様式 3】
- ④ 賃金支給額内訳書（給与項目ごと）（参考様式 1）※
- ⑤ 賃金支給総額一覧（対象職種ごとの賃金支給総額）（参考様式 2）※

※積算の根拠が確認できるものであれば、任意の様式でも可。

ウ. 事業所単位で計画書を作成し届出している場合で一部のサービスのみを廃止する場合

実績報告は継続して実施するサービスと併せて行ってください。

枚方市福祉部
福祉指導監査課 障害指定担当
電話 072-841-1467(直通)
FAX 072-841-1322
Mail fshidou@city.hirakata.osaka.jp